

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準

改正後	現行
<p data-bbox="120 252 1099 331">地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準</p> <p data-bbox="696 395 1093 475">(平成30年5月16日設定) <u>(令和4年4月18日一部改正)</u></p> <p data-bbox="136 539 1093 619">地域経済牽引事業計画の承認に関する処分（第13条第4項）及び変更承認に関する処分（第14条第1項）については、別紙のとおりとする。</p>	<p data-bbox="1149 252 2128 331">地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準</p> <p data-bbox="1760 395 2121 427">(平成30年5月16日設定)</p> <p data-bbox="1164 539 2121 619">地域経済牽引事業計画の承認に関する処分（第13条第4項）及び変更承認に関する処分（第14条第1項）については、別紙のとおりとする。</p>

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準 別紙

改正案	現行
<p>申請された地域経済牽引事業計画が同意基本計画に適合すると認められること。具体的には、申請された地域経済牽引事業計画が、次の（１）～（７）のいずれの事項も満たすことが確認できること。</p> <p>（１）略</p> <p>（２）事業の内容及び実施期間が具体的<u>であり</u>、かつ、<u>一定程度実現が見込まれるものであること。</u></p> <p>（３）・（４）略</p> <p>（５）<u>地域経済牽引事業計画の実施期間が５年を超えていないこと。</u></p> <p>（６）地域経済牽引事業計画の承認前に取得した施設や設備、又は建設を開始した施設が当該計画に<u>関する</u>支援対象となっていないこと（当該施設や設備を活用して事業を行うことは妨げない<u>。</u>）。</p> <p>（７）略</p>	<p>申請された地域経済牽引事業計画が同意基本計画に適合すると認められること。具体的には、申請された地域経済牽引事業計画が、次の（１）～（７）のいずれの事項も満たすことが確認できること。</p> <p>（１）略</p> <p>（２）事業の内容及び実施期間が具体的、かつ一定程度実現が見込まれるものであること。</p> <p>（３）・（４）略</p> <p>（５）<u>地域経済牽引事業計画の実施期間の終期は、計画期間の始期から５年目を含む事業年度の末日以前であること。ただし、同意基本計画の終期を超えるものではないこと。</u></p> <p>（６）地域経済牽引事業計画の承認前に取得した施設や設備、又は建設を開始した施設が当該計画に<u>よる</u>支援対象となっていないこと（当該施設や設備を活用して事業を行うことは妨げない<u>。</u>）。</p> <p>（７）略</p>